

「白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」骨子案

骨子案(章立て・記載事項)	考え方(ねらい)
【計画の名称】	
「白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」	
【内容】	
第 1 章 序論	
<p>第 1 節 計画策定の背景・目的</p> <p>国の基本指針に即して、障害福祉サービス等(障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業)及び障害児通所支援等(障害児通所支援及び障害児相談支援)を提供するための体制確保、見込量及び見込量確保のための方策を規定する。</p> <p>第 2 節 計画の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定する。 ・関連する市の他計画(総合計画及び地域福祉計画)との整合を図る。 ・国・県の計画との整合を図る。 <p>第 3 節 計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に基づき計画期間を令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間とする。 <p>第 4 節 SDGs の達成に向けて</p> <p>SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27(2015)年に国連サミットで採択された令和 12 年(2030)年を年限とする基本目標。</p> <p>障がいのある・なしに関わらず、だれもが安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組みとして、SDGs の 17 の目標(ゴール)のうち、障がいに関する福祉施策に該当する目標に取り組んでいく。</p>	<p>第 1 章では、新たな計画策定に向けて、計画策定の背景と目的、計画の位置づけ、計画期間を示していく。</p> <p>本計画において、SDGs の考え方を取り入れる。</p>

第2章 障がいのある人・難病患者の現状等	
<p>第1節 障がいのある人・難病患者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各手帳所持者数（種類別、階級、年推移） ・近年の障がいのある人数の傾向 ・「難病等受給者証」所持者数の状況 ・「障害支援区分」認定の状況 <p>第2節 第6期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度までの成果目標の達成状況 ・令和5年度までに達成できなかった成果目標については、第7期計画の成果目標に上乘せして引き続き達成に努める。 <p>第3節 アンケート・ヒアリング調査結果の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート、事業所・団体等ヒアリング調査結果 	<p>第2章では、新たな計画策定に向けて、本市の障がい者の現状を示していく。</p>
第3章 計画の基本的な考え方	
<p>第1節 計画の目標像</p> <p>基本目標は、現行の白井市障害者計画 2016-2025 『障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり』を引き継ぐ。</p> <p>第2節 計画の基本方針</p> <p>基本指針の主な見直し事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の支援 ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実 ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化 ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止 ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ⑨ 障害福祉サービスの質の確保 ⑩ 障害福祉人材の確保・定着 ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進 	<p>第3章では、国の基本指針を踏まえ、基本目標、基本指針、成果目標を示していく。</p>

第3節 成果目標

国の基本指針の基本的理念に基づき具体的目標を設定するもので、項目と目標値は基本指針で規定。

「成果目標は次のとおり(令和8年度を目標年度とする)

(概要)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数:令和4年度末施設施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 活動指標のみ設定

3 地域生活支援の充実

- 市内又は圏域に少なくとも地域生活支援拠点を1つ整備、コーディネーターを配置するなどより効果的な支援体制の構築
- 年1回以上、地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討
- 強度行動障がいを有する者に関し、市内又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
(内訳)
就労移行支援:1.31倍以上
就労継続支援A型:概ね1.29倍以上
就労継続支援B型:概ね1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置:市内又は圏域に1か所以上
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：市内又は圏域に1か所以上 <p>6 相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内において、基幹相談支援センターを設置等 ➤ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 <p>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内において、サービスの質向上のための体制を構築 	
第4章 活動指標(各サービスの見込量等)	
<p>成果目標を達成するために必要なサービス利用の見込量等であって、国の基本指針で項目が規定。</p> <p>第1節 施設入所者の地域生活への移行等 (現行計画からの主な追加項目は次のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「訪問系サービス」について個々のサービスとして指標 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援 ➤ 就労選択支援の利用者数、利用日数 ➤ 共同生活援助における重度障がい者の利用者数 <p>第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (現行計画からの主な追加項目は次のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数 <p>第3節 地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 ➤ 地域生活支援事業(必須事業、任意事業) <p>第4節 発達障がい者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行計画どおり <p>第5節 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行計画どおり <p>第6節 相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基幹相談支援センターの設置 ➤ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ➤ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人 	<p>第4章では、現行計画の進捗状況やニーズ調査等も踏まえて令和6～8年度に提供する障害福祉サービス等の見込量を示していく。</p>

<p>材育成の支援件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ➤ 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善 <p>第 7 節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行計画どおり 	
<p>第 5 章 計画の推進に向けて</p>	
<p>第 1 節 推進・進行管理の考え方</p> <p>第 2 節 推進・進行管理(評価)の具体的手法</p> <p>計画に定める成果目標や活動指標について進行管理(評価)の具体的手法を示す。</p>	
<p>参考資料</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定までの経緯 ・白井市障害者計画等策定委員会委員名簿 	

【参考】第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（現行計画）の構成

第1章 序論（計画策定にあたって）

- 1 計画策定の背景・目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目標像
- 2 計画の基本方針
- 3 成果目標

第3章 計画の内容（各サービスの見込み量等）

- 1 活動指標について
- 2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要
- 3 障がいのある人・難病患者の将来推計
- 4 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み
- 5 障害児通所支援等の見込み
- 6 地域生活支援事業の見込み
- 7 発達障がい者等に対する支援
- 8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 9 相談支援体制の充実・強化等
- 10 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
「見込み量」・「実施見込み」一覧

第4章 障がいのある人・難病患者の現状等

- 1 障がいのある人・難病患者の状況
- 2 「第5期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」の達成状況
- 3 アンケート・ヒアリング調査結果の要点

第5章 計画の推進と進行管理

- 1 推進・進行管理の考え方
- 2 推進・進行管理（評価）の具体的方法

参考資料

- 資料1 計画策定までの経過
 - 資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿
-